

越前町指導者資格取得補助金交付要綱

令和 8 年 5 月 2 7 日
教育委員会告示第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、中学校部活動改革における円滑な地域展開を推進するため、地域の受け皿で指導者として携わり、新たに公認指導者資格を取得する者に対し、越前町指導者資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、越前町補助金等交付規則（平成 17 年越前町規則第 31 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第 2 条 補助金の交付対象者は、越前町認定地域クラブ活動の認定を受けた運営団体・実施主体において、実際に中学生を指導している者とする。

（交付対象外とする者）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合は交付対象者としな

- 一 職業スポーツ従事者
- 二 この要綱に基づいて補助金の交付を受けた者。ただし、他種目の資格取得の場合はこの限りでない。
- 三 関係する法令等に違反している者
- 四 町税の滞納のある者
- 五 その他町長が不相当と認めた者

（交付対象資格）

第 4 条 対象となる資格は、次の各号のいずれかに該当する資格と

する。

- 一 J S P O（日本スポーツ協会）公認スタートコーチ、又は J S P O（日本スポーツ協会）公認スタートコーチに相当する、各中央競技団体公認の指導者資格
- 二 J S P O（日本スポーツ協会）公認コーチ 1 から 4、又は J S P O（日本スポーツ協会）公認コーチ 1 から 4 に相当する、各中央競技団体公認の指導者資格

（交付対象経費）

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、資格取得に当たって必須となる講習会等の受講料、資料代及び資格試験受験料、登録料のうち、第 7 条に定める申請を行った年度中に支払ったものとする。ただし、資格の更新に係る費用は含めないものとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、交付対象経費の 10/10 又は 5 万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該資格の取得に関し、他の同様の補助を受けている場合には、交付対象経費の総額から他の補助金を差し引いた額又は 5 万円から他の補助金を差し引いた額のいずれか低い額を限度とする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、越前町指導者資格取得補助金交付申請書（様式第 1 号）により申請するものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 講習会や登録手續に関する要項又はそれに類する書類
- 二 資格取得申請時の書類
- 三 誓約書

四 その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したとき、又は補助金を交付しないことを決定したときは、越前町指導者資格取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、資格取得に当たって必須となる講習会等の実施日若しくは登録手続き完了日から起算して25日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、越前町指導者資格取得補助金実績報告書（様式第3号）を次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

一 合格通知や認定証、登録証の写し又はそれに類する書類

二 指導者登録料及び登録手数料等を支出した場合は、領収証の写し又はそれに類する書類

三 その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る成果が補助金等の交付の決定の内容と適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、越前町指導者資格取得補助金確定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第 11 条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに越前町指導者資格取得補助金請求書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 12 条 町長は、交付決定者が次項に定める期間に、次の各号のいずれかに該当した場合、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 資格取得及び登録後に、越前町認定地域クラブで中学生の指導者として継続した活動が確認されない場合
- 二 指導者として不適切と認められる事実が確認された場合
- 三 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが確認された場合
- 四 その他町長が不適当と認めた場合

2 前項に定める期間は 4 年間とする。ただし、前項二については期限を定めないものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、越前町指導者資格取得補助金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により、交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、越前町指導者資格取得補助金返還請求書（様式第 7 号）により請求するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 5 月 2 7 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。